松戸市町会・自治会等交付金交付要綱

（目的）

1. この要綱は、予算の範囲内において、地域代表者制度（町会・自治会等の団体が地域住民と行政との相互窓口としての役割を担う地域のあり方）及び松戸市補助金等交付規則（以下「規則」という）に基づき交付金を交付することにより、市政の円滑な推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）町会・自治会等

町会・自治会・管理組合等その名称の如何を問わず、地域住民の生活・福祉の向上・コミュニティの醸成及び共通利益の実現を目的として活動している、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき、民主的な運営の下に、自主的に組織された住民団体をいう。

（２）コミュニティ活動

町会・自治会等による、地域住民の生活・福祉の向上・コミュニティの醸成及び共通利益の実現を目的とした活動をいう。

（３）世帯数

各町会・自治会等区域内における、町会・自治会等加入世帯数と行政連絡資料の配布対象となる町会・自治会等未加入世帯数の合計からなる数をいう。

（交付対象）

1. 交付対象は、交付年度においてコミュニティ活動を行う町会・自治会等とする。

（交付金の額）

1. 交付金の額は、毎年４月１日（以下「基準日」という。）現在における町会・自治会等の世帯数に３００円を乗じて得た額とする。
2. 年度の中途において新たに設立された町会・自治会等に交付する交付金の額は、町会・自治会等が設立された日（以下「設立日」という。）における町会・自治会等の世帯数に３００円を乗じて得た額を１２で除し、設立日の属する月から年度末までの月数を乗じて得た額とする。
3. 年度の中途において解散又は分割した場合における解散又は分割する前の町会・自治会等に交付する交付金の額は、第１項で算出した額を１２で除し、基準日の属する月から解散又は分割する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。
4. 市長は、年度の途中で解散する町会・自治会等について解散する月後に係る月に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（交付金の申請）

1. 規則第３条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、松戸市町会・自治会等交付金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる事項の書類を添えて市長に提出しなければならない。
2. 申請年度４月１日の町会・自治会等の担当世帯数を確認できる書類
3. 交付金に関する記載のある町会・自治会等の書類
4. 申請年度のコミュニティ活動の予定が記載された書類
5. その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

1. 市長は、前条に規定する申請があったときは、交付金の交付の可否を決定し、松戸市町会・自治会等交付金交付決定（却下）通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

1. 規則第１１条の規定により実績報告をするときは、松戸市町会・自治会等交付金実績報告書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
2. 町会・自治会等のコミュニティ活動の実績が記載された書類
3. その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

1. 規則第１２条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市町会・自治会等交付金確定通知書（第４号様式）によるものとする。

（交付の請求）

1. 規則第１４条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市町会・自治会等交付金交付請求書兼口座振替依頼書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

(前金払の請求)

第１０条　市長は、規則第１５条第１項の規定により補助金を前金払にすることができる。

1. 補助金の交付を前金払により受けようとするときは、松戸市町会・自治会等交付金前金払請求書兼口座振替依頼書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（補足）

第１１条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和元年５月1日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

第１号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　用紙規格JIS A4

松戸市町会・自治会等交付金交付申請書

年　　　　月　　　　日

（宛先）松戸市長

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |

松戸市町会・自治会等交付金交付の交付を受けたいので、補助金交付規則第３条の規定により、下記の通り申請します。

記

1. 世帯数

|  |  |
| --- | --- |
| 町会・自治会等加入世帯数 | 世帯 |
| 行政連絡物配布対象となる未加入世帯数 | 世帯 |
| 合計世帯数 | 世帯 |

1. 交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円
2. 添付書類

第２号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　用紙規格JIS A4

第　　　号

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 住所 |
| 氏名 | 様 |

松戸市町会・自治会等交付金交付決定（却下）通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで申請のありました松戸市町会・自治会等交付金について、松戸市町会・自治会等交付金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

　　　　年　　　月　　　日

松戸市長　　　　　印

記

1. 次の通り決定します。

交付金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

1. 次の理由により申請を却下します。

理由

第３号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　用紙規格JIS A4

松戸市町会・自治会等交付金交付実績報告書

年　　　月　　　日

（宛先）松戸市長

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |

年　　　月　　　日付け　　　第　　号で交付決定を受けた松戸市町会・自治会等交付金に係る事業を完了しましたので、松戸市補助金交付規則第１１条の規定により、下記の通り報告します。

記

添付書類

第４号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　用紙規格JIS A4

第　　　号

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 住所 |
| 氏名 | 様 |

松戸市町会・自治会等交付金交付確定通知書

　　　　年　　　月　　　日付けで交付決定した松戸市町会・自治会等交付金については、松戸市補助金等交付規則第１２条の規定により、下記のとおり額の確定をいたしましたので通知します。

　　　　年　　　月　　　日

松戸市長　　　　　印

記

交付確定金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

第５号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　用紙規格JIS A4

松戸市町会・自治会等交付金交付請求書兼口座振替依頼書

年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 住所 |
| 氏名 | 印 |

　　　　　年　　　月　　　日付け　　　第　　　号をもって額確定の通知のあった松戸市町会・自治会等交付金を松戸市補助金等交付規則第１４条の規定により請求します。

　なお、下記口座へご入金くださるよう依頼します。

記

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座名義 | 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

第６号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　用紙規格JIS A4

松戸市町会・自治会等交付金前金払請求書兼口座振替依頼書

年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 住所 |
| 氏名 | 印 |

　　　　　年　　　月　　　日付け　　　第　　　号をもって交付金交付決定のあった松戸市町会・自治会等交付金を前金払いにより受けたいので、松戸市補助金等交付規則第１５条２項の規定により請求します。

　なお、下記口座へご入金くださるよう依頼します。

記

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座名義 | 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |